

移動等円滑化取組計画書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4に基づき移動等円滑化取組計画書を策定いたしましたので、同法第9条の6に基づき公表いたします。

この取組計画書に基づき、より一層ハード・ソフトのバリアフリー化に取り組んでまいります。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社では一般路線バスにおいてノンステップバス及びワンステップバスの導入を進め、低床率は100%に達している。2015年度以降、一般路線バス車両の新造車両は基本的に全てノンステップバスを導入しており、2018年度末時点のノンステップバス導入比率は58.0%（適用除外認定車両を除く）となっている。今後ともノンステップバス導入率の向上を図るべく、今後導入する一般路線バス車両の新造車両は、全てノンステップバスでの導入を目指す（ただし、道路構造等の物理的条件に起因し、ノンステップバスでの運行が不可能な路線において使用する車両を除く）。</li> </ul>
<p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス停留所は道路占有・使用等の関係上、どうしても情報の提供スペースに制約が出てくる。与えられた条件のもとに、バス車両やバス停留所等を使用した情報提供の拡充やご利用者の意識啓発等に取り組む。</li> <li>・運転士等の現業職員の接遇対応の平準化を図るため、視聴覚教材を活用した教習を実施するとともに、介助の知識と技能の向上を図るため、資格の取得促進に取り組む。</li> </ul>

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・一般路線バス車両の新造車両については、道路構造等の物理的条件に起因し、ノンステップバスでの運行が不可能な路線において使用する車両を除き、全てノンステップバスを導入する。(2019年度は導入予定の56両全てをノンステップバスでの導入を目指す。)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

バス車両へのステッカー貼付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な利用、ならびに周知・啓発を図るため、</li> <li>・一般路線及び高速バス車両（全車両）に補助犬マーク及びヘルプマークのステッカーを貼付する。（2019 年度／一般路線バス車両は補助犬マーク、ヘルプマーク高速バス車両は補助犬マーク。）</li> <li>・優先座席の表示に、従来の文字に加え、ピクトグラムを用いたステッカーを貼付する。（一般路線バス全車両）</li> </ul>
バス車内放送での周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス車内放送において、座席譲りに関するアナウンスを組み込み、周知・啓発を図る。</li> </ul>
障がい者の接遇に関する資格を所有する職員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転士に加え、営業所管理者及び本社職員についてもサービス介助士の資格を取得し、管理部門においても障がい者の接遇に関する資格を所有する職員を配置する。（2019 年度／以降継続実施予定）</li> </ul>

### ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
優先座席の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般路線バスの優先座席に、ピクトグラムを表示したシート生地を用いることで、優先座席の明確化を図る。（2016 年 10 月以降導入の新造車両から順次）</li> </ul>
バス車両における情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行先の視認性向上のため、車外の行先表示機を①一般路線バス車両は白色 LED 化、②高速バス車両はフルカラー LED 化する。（いずれも 2019 年 9 月以降導入の新造車両から順次）</li> </ul>
バス停留所における情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般路線のバス停留所に QR コードのステッカーを貼付し、ホームページに掲載する運行情報や接近情報へのアクセスの簡素化を図る。</li> </ul>

### ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
実地研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい当事者及び各支援団体にご協力いただき、バス車両を使用した実地研修を実施する。（2019 年度／以降継続実施予定）</li> </ul>
運転士の技術向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転士を対象としたドライバーズコンテストを開催し、運転及び接遇技術の向上及び意識啓発を図る。（2019 年度／以降継続実施予定）</li> </ul>

<p>運転士等への教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子をご利用されるお客様に対する接遇教習教材（DVD）の作成に取り組み、それを使用した教育を実施する。（2019 年度／翌年度以降教材として使用予定）</li> <li>・盲導犬、聴導犬、介助犬と一緒にご利用されるお客様に対する接遇教習教材（DVD）も作成済みであり、それを使用した教育も実施する。</li> <li>・新たに採用する運転士に対する教習プログラムにおいて、インスタントシニア体験を実施する。</li> </ul>
<p>障がい者の接遇に関する資格の取得促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに採用する運転士に対する教習プログラムに、サービス介助士の資格取得を組み込み、資格取得の促進を図る。（2019 年度／以降継続実施予定）</li> </ul>
<p>営業所管理者及び本社職員に対する研修の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体から講師を招き、営業所管理者及び本社職員を対象に認知症に関する研修を実施する。（2019 年度）</li> </ul>

### III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・本社内に教育及びCSの専任担当を配置し、運転士等への教育を推進していく。</li> <li>・沿線自治体である池田市がバリアフリーマスタープラン、芦屋市がバリアフリー基本構想（JR芦屋駅周辺地区）の策定を計画中的であるので、当社も協議会に参加していく。</li> <li>・サービス介助士資格取得に係る費用については、会社が負担するよう検討し、資格の取得促進を図っていく。</li> <li>・一般路線バス全線で利用できる高齢者専用定期券（グランドパス）を設定、またICカード化することで、シームレスな移動と運賃支払い時の利便向上を図っている。</li> <li>・上屋2基・ベンチ6基の整備（新設・増設）を計画する。このうち、上屋1基・ベンチ3基は駅及び公共施設への接続停留所、ベンチ1基は商業施設への接続停留所に設置する。（2019 年度）</li> </ul>
---

### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由

### V その他計画に関連する事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・Ⅱ移動等円滑化に関する措置に記載された事項については、当社の中期経営計画に位置付けられている。</li> </ul>
--